

金持テラスひの出店者等募集要項

令和5年5月31日
日野町産業振興課

1 募集内容

「金持テラスひの」は、本町の賑わい交流拠点として、町の商業集積地であり、交通の要所でもある国道181号沿いの一等地に平成30年度にオープンした複合施設です。

この度、建物1階において、テナント出店エリアに空きが出来たことから、施設全体の魅力向上を図るため、出店事業者を募集します。

(1) 募集対象

「金持テラスひの」において、店舗営業を行う事業者

(2) 募集事業者数

1事業者

(3) 出店可能エリア

別紙「金持テラスひの出店可能エリア」A

(4) 契約形態及び期間

① 契約形態：建物賃貸借契約

② 契約期間：当初3年、以後2年自動更新

2 施設全体の概要

(1) 名称 金持テラスひの

(2) 所在地 日野郡日野町根雨170番地1

(3) 所有者 日野町

(4) 床面積 1階 1,822.31㎡ 2階 164.92㎡

(5) 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・スレート葺2階建

3 応募資格

次の条件をすべて満たすものとします。

- ① 施設の設置趣旨を理解して自ら営業・事業活動を行う法人又は個人であること。
- ② 営業・事業活動に際して必要な許可、免許等を有すること。
- ③ 安定した経営能力、優良なサービスの提供ができること。
- ④ 施設管理者や他の出店者・事業者と協調、協力ができること。
- ⑤ 次のいずれかに該当しないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項のいずれかに該当する団体であること、及びその事実があった後3年を経過していないこと。

（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする）

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団・暴力団員で構成されていること。

ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業

を営むものであること。

ニ 応募の日において、現に日野町の指名停止措置を受けていること。

ホ 応募の日において、破産手続又は再生手続が開始されていること。

へ 法人及び代表者の固定資産税、住民税を滞納していること。(個人は代表者のみ)

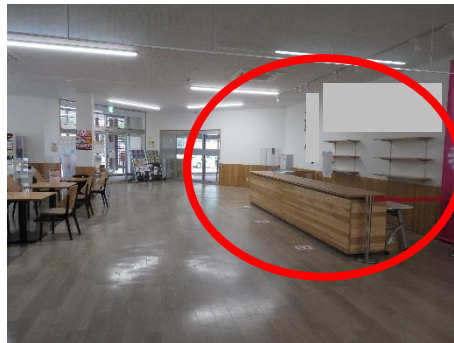
4 使用条件

区 分	内 容	
募集対象	店舗を営業する事業者。 (以下、「出店者等」という。)	
運営条件	【店 舗】 ・町内外からの集客による賑わいづくりや交流人口の拡大、並びに住民生活の利便性向上に資する商品やサービスの提供に努めること。 ・営業活動や従業員の雇用において町に経済的な効果が及ぶよう努めること。 ・出店可能エリアにある既存備品を活用すること。	
既存備品	カウンター、自立仕切、スイングドア、壁面棚、冷凍ショーケース	
経 費 負 担	賃 料	A：月額11,700円(最大40㎡使用の場合)
	その他経費	(電気・水道)使用料に応じて町から毎月請求 (ガス・電話)出店事業者により個別契約
	共益費	使用面積に応じて出店者が負担。㎡単価は別途協議して決定。
	工事費等	・工事費の負担は次項の工事負担区分による。 ・出店者等の過失、管理上の不備において生じた障害、破損等の補償及び補修費用は出店者等の負担とする。 ・退店する場合、原則として施工・什器搬入・設置したものはすべて撤去し、原状回復して引き渡すこと。
営業等時間	営業等の時間及び休業日については、出店事業者と協議して決定	
店舗運営開始	令和5年度内	

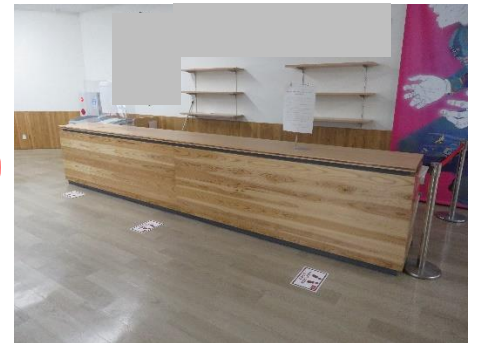
【現場写真】



1 入口から見た状況



2 店内から見た状況



3 既存備品
(近接撮影)

【工事負担区分】

(1) 原則として現状渡しとし、出店者等が必要な整備を行う。

- (2) 工事を行う場合は事前に町と協議を行い支障がないか確認すること。
- (3) 共有部分については町が工事を行う。
- (4) その他詳細については町と出店者等で協議を行い決定する。

5 施設見学・出店者等募集説明会

希望者には随時説明を行いますので産業振興課にお問い合わせください。

6 申請方法など

(1) 受付期間

- ① 受付期間：毎月末を締切とし、応募があり次第募集を終了とします。
(土日祝以外)
- ② 受付時間：8時30分～17時00分
※郵送の場合も締切日の17時まで必着のこと。

(2) 申請書類

- ① 出店申込書（様式）
- ② 事業計画書（書式は自由。但し、下記の項目の順序で記述すること）

<事業計画書に記述する項目>

- 1 組織体制、取組方針
- 2 事業コンセプト
- 3 事業計画 ※使用面積も要記載
 - ・事業内容
 - ・提供する商品、サービス及びその価格
 - ・使用希望箇所及び面積
 - ・人員配置計画
- 4 収支計画、資金計画
- 5 地域経済に対する姿勢
- 6 その他、アピールしたい事項
- 7 事業所沿革（事業歴）
- 8 代表者プロフィール

- ③ 法人の登記簿謄本又は団体の定款、規約
- ④ 代表者の身分証明（住民票）
- ⑤ 納税証明書（募集期間中に交付されたもので、主たる事務所のある市町の法人及び代表者の住民税納税証明）
- ⑥ 直近3期の決算書（写し可）

(3) 提出部数

事業計画書は5部、他の書類は1部

(4) 受付場所、問合せ先

上記の書類を揃え、下記まで持参又は郵送してください。

日野町産業振興課
郵便番号：〒689-4503
住 所：鳥取県日野郡日野町根雨101番地
電話番号：0859-72-2101 FAX 番号：0859-72-1484
Eメール：sangyou@town.hino.tottori.jp
担 当：日野町産業振興課 五百川・三好

7 審査、評価及び選定の方法

(1) プロポーザルにおける審査

プロポーザルにおける審査は日野町が設置する出店者等選定委員会において行う。

(2) 審査の実施

参加資格を有すると認められた者に対し、プレゼンテーションにより実施する。

ア 実施日及び会場

(ア) 実施日 5月下旬

(イ) 会 場 別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき40分（提案の説明25分及び質疑応答15分）

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、事業者ごとに実施する。

(イ) 提案の説明の際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

エ 審査

選定委員会において、事業計画書及びプレゼンテーションの内容について、以下の審査基準に基づき審査を行い、出店者等として選定の可否を決定する。

選定結果は、審査の対象となった全ての出店等申込者に対し、文書により通知する。

【審査基準】

評価項目及び配点は次のとおり。

- ①提供されるサービスや商品の内容：90点
- ②事業計画の妥当性：30点
- ③日野町への波及効果：30点
- ④施設の円滑な管理運営：30点、
- ⑤経営理念・安定力：20点

8 提案の無効

出店等申込者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定委員会において審査の上、当該出店等申込者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類について、この要項に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載しているとき。
- (3) 3に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) この要領に定められた方法以外の方法により、選定委員会の委員その他関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

9 契約の締結

- (1) 出店等候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする出店等申込者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成のために日野町から受領した資料等は、日野町の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (3) 提出された書類は、出店等申込者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的のために使用しない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 出店等申込者は、出店等申込書の提出をもって、この要項の記載内容を承諾したものとみなす。